

サービス提供体制強化加算の算定について

サービス提供体制強化加算については、新たに事業を開始した事業所の場合は、4月目以降に、前3月分の実績をもって取得可能とされている。通所型サービス事業者（現行相当サービスのみなし指定事業者を除く）については、新たに「24A」から始まる事業所番号が付番されることから、「新たに事業を開始した事業所」の取り扱いとなる。

A6のサービスコード表のサービス提供体制強化加算を算定しようとする事業所につきましては、下記のQ&Aを参照していただき、算定を開始する際には、再度、次の届出書を提出してください。

「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」

「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」

「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧」※

※（地域密着型）通所介護・通所型サービス（現行相当）、通所型サービス（緩和）それぞれ別々に作成してください。

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.2）（平成27年4月30日）

【サービス提供体制強化加算】

問63 サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当たって、職員の割合については、これまでと同様に、1年以上の運営実績がある場合、常勤換算方法により算出した前年度の平均（3月分を除く。）をもって、運営実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始した事業所又は事業を再開した事業所）の場合は、4月目以降に、前3月分の実績をもって取得可能となるということでのいいのか。

（答）

貴見のとおり。

なお、これまでと同様に、運営実績が6月に満たない場合の届出にあっては、届出を行った月以降においても、毎月所定の割合を維持しなければならず、その割合については毎月記録する必要がある。

問64 サービス提供体制強化加算（I）イとサービス提供体制強化加算（I）ロは同時に取得することは可能か。不可である場合は、サービス提供体制強化加算（I）イを取得していた事業所が、実地指導等によって、介護福祉士の割合が60%を下回っていたことが判明した場合は、全額返還となるのか。

（答）

サービス提供体制強化加算（I）イとサービス提供体制強化加算（I）ロを同時に取得することはできない。

また、実地指導等によって、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イの算定要件を満たさないことが判明した場合、都道府県知事等は、支給された加算の一部又は全部を返還させることが可能となっている。

なお、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イの算定要件を満たしていないが、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロの算定要件を満たしている場合には、後者の加算を取得するための届出が可能であり、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イの返還等と併せて、後者の加算を取得するための届出を行うことが可能である。

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A

【平成27年8月19日版】

問10 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、サービス提供体制強化加算を算定する上で、職員の割合はどのように算出すればよいのか。

（答）

- 1 サービス提供体制強化加算の算定に当たっては、常勤換算方法により介護福祉士が50%以上配置されていること等が要件とされており、通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、
 - ・ 通所型サービスAの職員は含めず、
 - ・ 従前の介護予防通所介護に相当するサービスの職員は含めて、職員の割合を算出する。
- 2 この場合、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの双方においてサービス提供体制強化加算を算定可能である。